D００２　尿沈渣（鏡検法）　27点

注１　同一検体について当該検査と区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

２　当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

３　染色標本による検査を行った場合は、９点を加算する。

D００２－２　尿沈渣（フローサイトメトリー法）　24点

注１　同一検体について当該検査と区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

２　当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D００３　糞便検査

１　虫卵検出（集卵法）(糞便)、ウロビリン（糞便）　15点

２　糞便塗抹顕微鏡検査（虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。）　20点

３　虫体検出（糞便）　23点

４　糞便中脂質　25点

５　糞便中ヘモグロビン定性　37点

６　虫卵培養（糞便）　40点

７　糞便中ヘモグロビン　41点

８　糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量　56点

９　キモトリプシン（糞便）　80点

D００４　穿刺液・採取液検査

１　酸度測定（胃液）　15点

２　ヒューナー検査　20点

３　胃液又は十二指腸液一般検査　55点

４　髄液一般検査　62点

５　精液一般検査　70点

６　頸管粘液一般検査　75点

７　顆粒球エラスターゼ定性（子宮頸管粘液）、ＩｇＥ定性（涙液）　100点

８　顆粒球エラスターゼ（子宮頸管粘液）　133点

９　乳酸デヒドロゲナーゼ（ＬＤ）半定量（膣分泌液）　170点

10　マイクロバブルテスト　200点

11　Ⅱ型プロコラーゲン―Ｃ―プロペプチド（コンドロカルシン）(関節液)　300点

12　肺サーファクタント蛋白―Ａ（ＳＰ―Ａ）(羊水)　380点

13　ＩｇＧインデックス　459点

14　オリゴクローナルバンド　560点

15　ミエリン塩基性蛋白（ＭＢＰ）(髄液)　620点

16　リン酸化タウ蛋白（髄液）、タウ蛋白（髄液）　680点

17　髄液蛋白免疫学的検査　区分番号Ｄ０１５に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数

18　髄液塗抹染色標本検査　区分番号Ｄ０１７に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数

19　その他　検査の種類の別により区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査又は区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号Ｄ０１０に掲げる特殊分析の例により算定した点数

注　区分番号Ｄ００７に掲げる血液化学検査又は区分番号Ｄ００８に掲げる内分泌学的検査、区分番号Ｄ００９に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号Ｄ０１０に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

D００４－２　悪性腫瘍組織検査

１　悪性腫瘍遺伝子検査

イ　ＥＧＦＲ遺伝子検査　2,100点

ロ　Ｋ―ras遺伝子検査　2,100点

ハ　ＥＷＳ―Fli１遺伝子検査　2,100点

ニ　ＴＬＳ―ＣＨＯＰ遺伝子検査　2,100点

ホ　ＳＹＴ―ＳＳＸ遺伝子検査　2,100点

ヘ　c―kit遺伝子検査　2,500点

ト　マイクロサテライト不安定性検査　2,100点

チ　センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査　2,100点

２　抗悪性腫瘍剤感受性検査　2,500点

（血液学的検査）

D００５　血液形態・機能検査

１　赤血球沈降速度（ＥＳＲ）　９点

注　当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

２　網赤血球数　12点

３　血液浸透圧、好酸球（鼻汁・喀痰）、末梢血液像（自動機械法）　15点

４　好酸球数　17点

５　末梢血液一般検査　21点

６　末梢血液像（鏡検法）　25点

注　特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する。

７　血中微生物検査　40点

８　赤血球抵抗試験　45点

９　ヘモグロビンＡ１$_{C}$（ＨｂＡ１$_{C}$）　49点

10　自己溶血試験、血液粘稠度　50点

11　ヘモグロビンＦ（ＨｂＦ）　60点

12　デオキシチミジンキナーゼ（ＴＫ）活性　240点

13　ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ（ＴｄＴ）　250点

14　骨髄像　880点

注　特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する。

15　造血器腫瘍細胞抗原検査（一連につき）　1,000点